

「かわまちづくり」の協議会について

令和4年7月20日

1. 「かわまちづくり」
2. 「かわまちづくり」支援制度
3. 「河川敷地占用許可準則」及び「河川空間のオープン化」
4. 「かわまちづくり」の協議会

1. 「かわまちづくり」

「かわまちづくり」とは

河川空間とまちの空間が融合した良好な空間形成を目指す取り組み

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱より)



地域には、景観、歴史、文化や観光基盤など、たくさんの「資源」があります。また、水辺には、その使い方など、地域の人たちの創意に富んだ「知恵」を活かすことによって、新たな価値を生み出す可能性が秘められています。

1. 「かわまちづくり」で実現できること

「かわまちづくり」で実現できること

「かわ」が有する地域特有の魅力を活かし、「まち」と一体となった取り組みにより、地域の活性化や地域ブランドの向上などが実現できます。



カヌー・SUP



環境学習・自然体験



キャンプ・バーベキュー



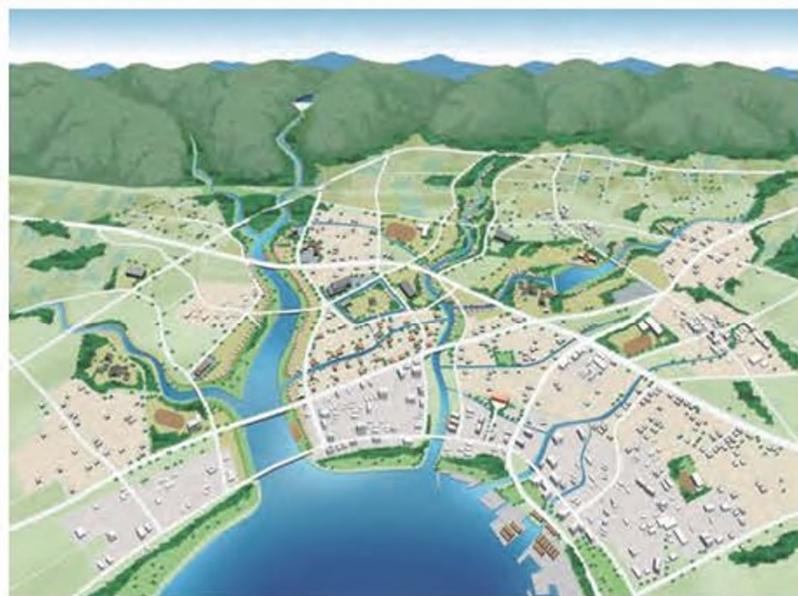
ウォーキング・ジョギング



サイクリング



観光舟運



川床



イベント(アート、上映会)



桜並木



マルシェ・朝市・夜市



公園広場



集客施設



オープンカフェ



隣接施設連携(公園、道の駅)



市街地開発



川の安全教室

かわまちづくりで実現できる風景

2. 「かわまちづくり」支援制度

概要

- 地域の「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する制度です。
- 推進主体は「かわまちづくり計画」を河川管理者と共同で作成し、河川管理者は支援制度に登録された当該計画に基づき、必要なソフト施策・ハード施策の支援を行います。

現在はここです

水管理・国土保全局

推進主体

(市町村/市町村及び民間事業者/市町村を構成員に含む法人格のない協議会)

河川管理者

「かわまちづくり」検討開始

<相談窓口の設置>

- 推進主体から、「かわまちづくり計画」の作成や「かわまちづくり」の推進にあたっての相談があった場合、各地方整備局等と連携し、必要な助言を行う。

相談

Step 1 企画構想の段階

- 「かわまちづくり」に取組む基となる「地域の魅力」「仲間」「アイデア」を探す。

相談

<推進主体と連携>

- 技術面・制度面から「かわまちづくり計画」作成に必要な情報を提供・助言。
- 「かわまちづくり計画」の作成は、推進主体と共同で行う。

助言

Step 2 計画作成の段階

- 各主体と連携しながら企画構想の熟度を高め、河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成。

助言

<計画登録>

1. 推進主体は各地方整備局長等を経由して、水管理・国土保全局長に、支援制度への計画登録を申請。
2. 水管理・国土保全局長は計画の内容について、実施の効果や熱意の高さ、また実現可能性を勘案した上で、計画を登録。
3. 水管理・国土保全局長は推進主体に対し登録証を交付する。

【計画登録後の支援】

<ソフト施策>

- 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施。
- 全国の良好な整備事例やその後の活用事例を紹介。
- 都市・地域再生等利用区域の指定等を支援。(準則22条)

支援

<ハード施策>

- まちづくりと一体となった治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を、事業着手後概ね5カ年で積極的に推進。

「かわまちづくり」の実現

支援制度の流れ

2. 「かわまちづくり」支援制度

ソフト施策・ハード施策

ソフト施策

「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体と連携して検討を実施することや、河川敷地占用許可準則第22による都市・地域再生等利用区域の指定をすることなど、柔軟な提案・発想を活かして、河川管理者が支援する施策

ハード施策

「かわまちづくり」において河川管理者が推進主体と連携して、まち空間と融合する河川空間を創出するために、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設を整備する施策（事業着手後概ね5カ年で実施）

ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



遊歩道の民間活用
(道頓堀川/大阪市)



オープンカフェの設置
(京橋川/広島市)

先進的な取組の情報提供



民間事業者との連携
(北十間川/豊田区)



賑わい拠点の整備
(五ヶ瀬川/延岡市)

ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。
(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



2. 「かわまちづくり」支援制度

推進主体

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 市町村
2. 市町村及び民間事業者
3. **市町村を構成員に含む法人格のない協議会**

（「かわまちづくり」支援制度実施要綱より）

「かわまちづくり」の推進主体とは、河川管理者と連携して、「かわまちづくり計画」を作成し、同計画に基づき各種事業を実施する中心的な役割を果たす主体のことです。

パターンとして3つありますが、境川かわまちづくりでは協議会での推進を考えています。

2. 「かわまちづくり」支援制度

登録要件

支援制度の登録を受けることができる要件は、対象となる河川が次のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川

（「かわまちづくり」支援制度実施要綱より）

1 から 3 では、国による認定が個別法で規定されている、または、国として積極的に支援している地域活性化施策に関連している河川であることを要件として定めていますが、4にある通り「地域の熱意が特に高く、河川空間の整備によりその利活用が期待される河川」であることも要件の1つになっています。

2. 「かわまちづくり」支援制度

かわまちづくり計画の作成

支援制度の登録を受けようとする推進主体は、河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成します。「かわまちづくり計画」に定める内容は次のとおりです。

1. 水辺とまちづくりに関する基本方針
2. 支援事業の内容（ソフト施策、ハード施策）
3. その他特筆すべき事項

（「かわまちづくり」支援制度実施要綱より）

「かわまちづくり」支援制度実施要綱には、推進主体が「かわまちづくり計画」の作成や「かわまちづくり」の推進にあたって生じた課題を相談できるように、国土交通省に窓口を設けることになっています。

【相談窓口】

「かわまちづくりよろず相談窓口：（通称）かわよろず」を
国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課に設けています。



かわよろずくん

2. 「かわまちづくり」支援制度

「かわまちづくり計画」の登録

「かわまちづくり計画」は、推進主体から対象河川を管轄する地方整備局長を経由して、水管理・国土保全局長に支援制度への登録を申請します。水管理・国土保全局長は、「かわまちづくり計画」の内容について、以下の内容を勘案した上で、実現可能性が高いと判断した計画を支援制度に登録します。

1. 実施の効果
2. 市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ
3. 関係者の役割分担と実施体制の確保

1. 実施の効果

「かわまちづくり」実施の効果を評価するため、地域活性化に資する評価指標と目標値を定め、フォローアップの手段についても併せて検討します。

2. 市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ

検討会議や社会実験の実施状況、キーパーソンとなる人材の確保など、「かわまちづくり」の実現に向けた地域の熱意の高さがわかる資料を用意します。

3. 関係者の役割分担と実施体制の確保

「かわまちづくり」実現のためには、実施段階で各関係主体が役割に応じて活動を行うことが重要です。実施段階の体制を構築し、施設の維持管理などの関係者の役割分担を明確にします。

3. 河川敷地占用許可準則及び河川空間のオープン化

河川敷地占用許可準則とは

河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定めたもの。

第22 都市・地域再生等利用区域の指定等

- 都市・地域再生等利用区域とは、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域のことで、河川管理者が指定できます。
- 占有施設として、飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場等があり、営業活動（収益事業）が可能になります。

一定の条件を満たす場合に民間事業者等も営業活動ができるようになりました。

これを「**河川空間のオープン化**」といいます。



河川空間のオープン化の事例
埼玉県春日部市の親水テラス

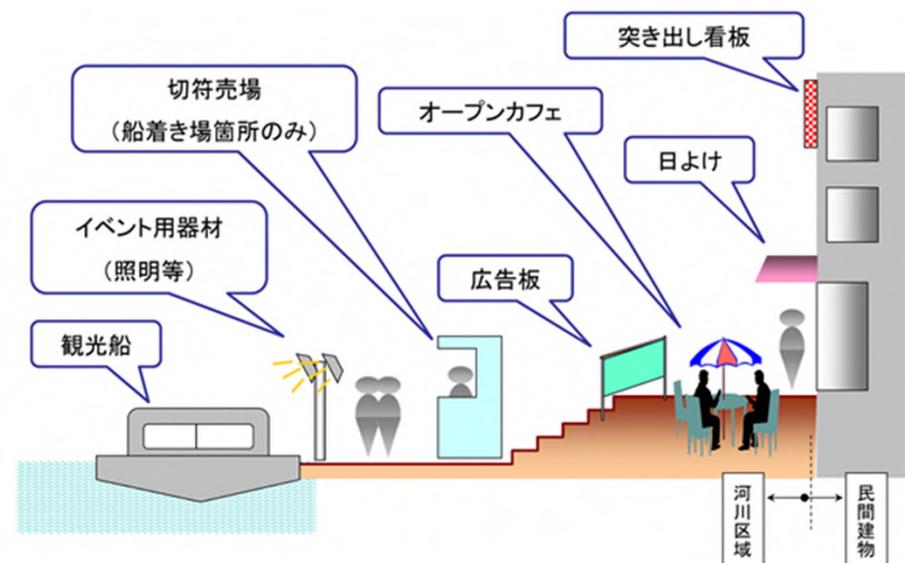
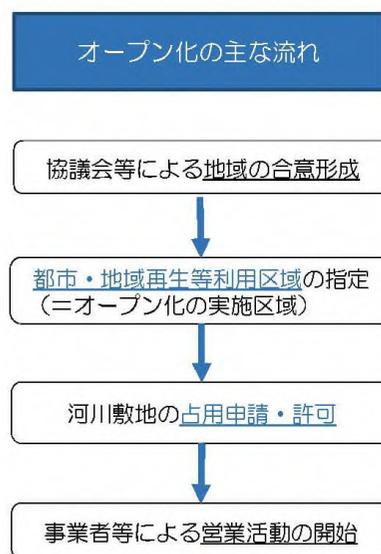
3. 河川敷地占用許可準則及び河川空間のオープン化

オープン化が適用される要件

- 都市・地域再生等占用方針の作成すること
- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること
(治水上及び利水上の支障がないこと等)
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること

占用の許可を受けられる施設

- ① 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- ② 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- ③ 日よけ、船上食事施設、突出看板、川床
- ④ その他都市・地域の再生等のために利用する施設



占用の許可を受けられる施設イメージ

3. 河川敷地占用許可準則及び河川空間のオープン化

河川敷地占用許可準則を緩和の流れ → 特例により民間事業者による営利活動が可能に

河川占用許可準則
(平成11年8月改正)

全国の河川

占用施設

公園、運動場、橋梁、
送電線等の公共性又は
公益性のある施設

(準則第7)

占用主体

地方公共団体、
公益事業者等の公的主体

(準則第6)

特例措置
(平成16年3月通知)

8 河川で社会実験

沙流川(平取町)、利根川(香取市)
堀川(名古屋市)、堂島川等(大阪市)
道頓堀川(大阪市)、箕面川(箕面市)
京橋川等(広島市)、那珂川等(福岡市)

占用施設

左記施設に加え、

①広場、イベント施設等

(これらと一体をなす **飲食店、
オープンカフェ、広告板、
広告柱、照明・音響施設、バーベキュー場等**)

②日よけ、船上食事施設、突出看板

占用主体

①の施設は、公的主体

②の施設は、公的主体又は

民間事業者

河川占用許可準則
(平成23年3月改正)

全国の河川

占用施設

左記施設と同じ

①同左



京橋川(広島県)

②同左

(準則第22第3項)

占用主体

①②の施設の区別なく、

公的主体又は **民間事業者**

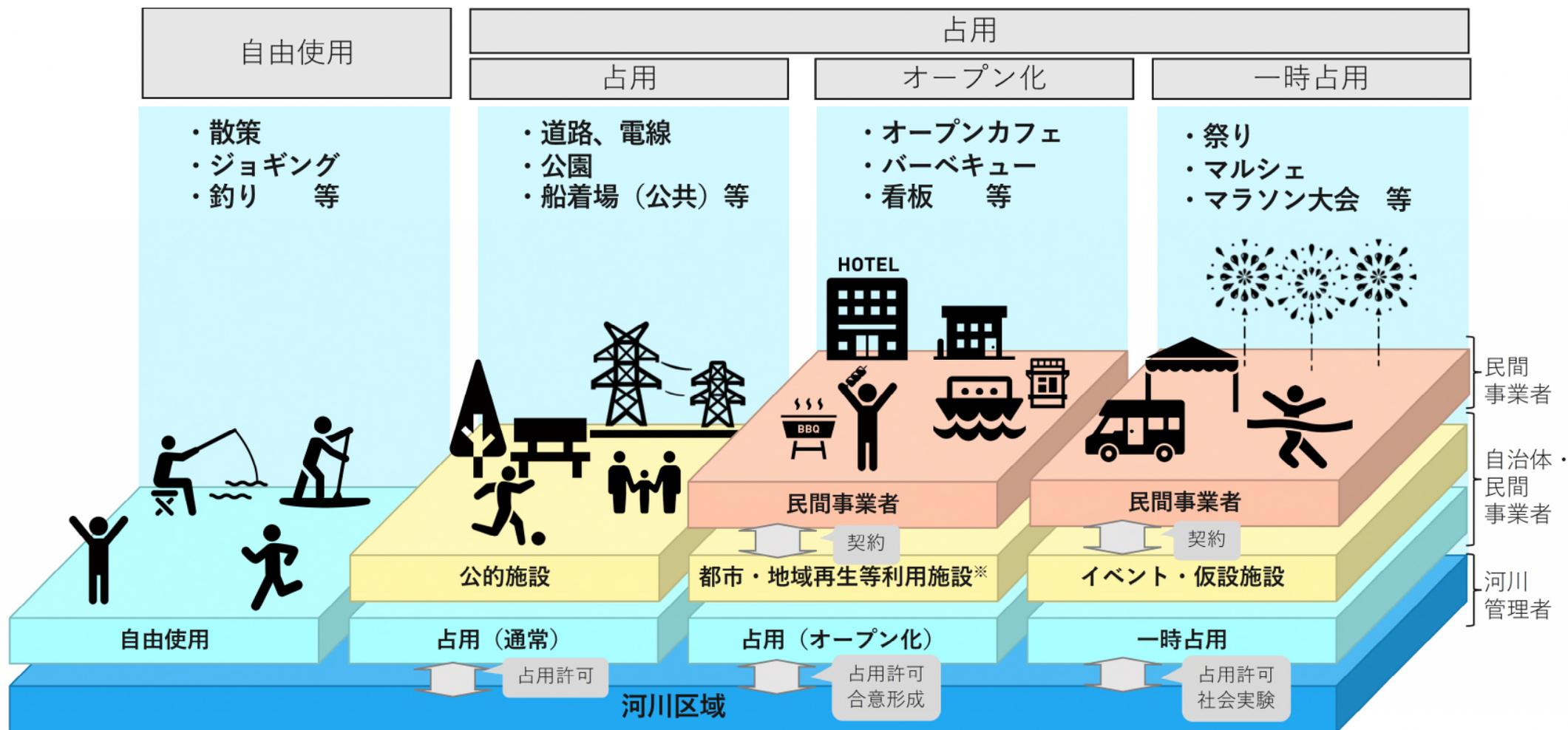
(準則第22第4項)

占用許可期間

3年 → H28年度改正で **10年に** 13

3. 河川敷地占用許可準則及び河川空間のオープン化

【参考】河川区域の利活用パターン



※都市及び地域の再生等のために利用する施設

4. 「かわまちづくり」の協議会

協議会とは

- 様々な立場の人や団体が集まり
- ある議題について相談し
- 物事を決める会

【参考】

●実行委員会

プロジェクトやイベントを実施するために、複数の企業や団体等が参加し組織した団体

●研究会

まだ不確かなこと・分野について専門家や実務家が検討する会

●審議会

行政機関が、意思決定を行うために設置される諮問機関

4. 「かわまちづくり」の協議会

「かわまちづくり」の協議会の一般的な役割

- 「かわまちづくり」の推進に関わる事項を各主体で協議・調整し、合意形成を図る。
- 取組みの評価を行い、必要に応じて見直しを行う。
- 「かわまちづくり」の取組みを継続的に推進する。

【取組み例】

利活用、景観や環境の維持・整備、維持管理など

「かわまちづくり」の協議会のメリット

- 河川区域を利用しやすくなる。
- 地域の情報を共有する場となる。
- 各主体が連携した大きな活動ができる。
- 幅広い主体が参加しているため、利害関係等の地域の課題解決の場となる。
- 幅広い主体で合意形成したプロジェクトは、予算付けの優先度が高くなる。
- 「かわまちづくり」の知識や想いを継承する場となる。

【利用がしやすくなる例】

鍵の管理、河川区域内の収益事業、占有主体になれる